

2020年1月15日

協力会社の皆様へ

株式会社 安藤・間

### 見積時の予定労務賃金を明確にした見積書の提出について

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般、弊社が加盟する一般社団法人日本建設業連合会では、『将来の担い手確保を見据えた建設技能者処遇改善は業界全体にとって最大の課題である』との認識の下、2018年5月31日に『技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める』ことを決議しました。さらに、まずは各専門工事会社が積極的に給与の引き上げを行い、元請に対して必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積を提出し、元請がそれに応じて適切に支払うという好循環が広がっていくことが望まれるとし、2018年9月18日に「**労務費見積り尊重宣言**」を行いました。

#### 「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業へ見積り依頼に際して、内訳明示が進んでいる法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

また2018年12月21日には、「労務費見積り尊重宣言」実施要領が制定されました。

弊社は「労務費見積り尊重宣言」や実施要領を受け、見積書や注文書など関連する帳票を2020年1月20日付で改訂し、協力会社の皆様には、二次以下の下請企業に必要な労務費も含めた『見積時の予定労務賃金』を明確にした見積書の提出を要請いたします。

注1)「労務賃金」とは、建設技能者に実際に支払賃金等の額（手当、賞与等を含めた名目の支給総額）であり、法定福利費（事業主負担分）算出の基礎となるもの。

注2)「見積時の予定労務賃金」の対象は、現場で働く建設技能者（現場作業員）の労務賃金。

なお弊社は、提出して頂いた見積書記載の労務賃金について、確認した上でこれを尊重いたします。協力会社の皆様は、合意した労務賃金が労働者や二次以下の下請企業へも適切に支払うようお願いいたします。

以 上